

## 第3回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容（第1条～第10条）

※ 逐条解説：『みんなのまち基本条例の解説』

| No. | 箇所     | 意見                                                                                                      | 対応        |                                                                                            |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |        |                                                                                                         | 方法        | 主な論点                                                                                       |
| 1   | 第2条第1号 | 市民の定義について、地方創生が進む現状を踏まえ、「関係人口」の考え方を追加してはどうか。                                                            | 現状のままとする  | 今後の状況の進展等を踏まえることとし、本検証においては現状のままとします。                                                      |
| 2   | 第2条第2号 | 議会の定義について、現行の「議決機関」ではなく、審議をした上で物事を決定するという「議事機関」とする考え方もある。                                               | 現状のままとする  | 議会については、日本国憲法で定められた「議事機関」と、「議決機関」としての性格を明確にした地方自治法の規定があり、いずれも誤りでなく、制定時からの経緯も踏まえ、現状のままとします。 |
| 3   | 第2条第3号 | 行政の定義について、逐条解説では条文上に文言がある「行政」及び「補助機関」に鍵括弧があり、条文上に文言がない「執行機関」にも鍵括弧が付いている。分かりやすさの観点から、「執行機関」の鍵括弧は不要ではないか。 | 逐条解説で対応する | より分かりやすい記述となるよう、逐条解説の記述を整理することとします。                                                        |
| 4   | 第2条第4号 | 公共の福祉の定義について、今後は「増進する」ばかりではなく、持続可能な状態を保つために後退させる場面もあり得ることから、「公共の福祉に関わるあらゆる取組」としてはどうか。                   | 現状のままとする  | 公共の福祉の「増進」は永遠に続けないといけないものであることから、現状のままとします。                                                |

| No. | 箇所              | 意見                                                                                                                 | 対応        |                                                                                  |
|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
|     |                 |                                                                                                                    | 方法        | 主な論点                                                                             |
| 5   | 第2条第5号          | 市民活動の定義について、より具体的で分かりやすくするため、制定時の推進会議の意見にある「市民が暮らしやすいまちの実現をめざして形成する様々なつながり及びその活動」としてはどうか。                          | 現状のままとする  | 制定時の考えや、これまでの検証委員会における検証の経過等を踏まえ、現状のままとします。                                      |
| 6   | 第2条第6号          | 参画の定義について、「政策等」の「等」の内容について、逐条解説に追記してはどうか。                                                                          | 逐条解説で対応する | より分かりやすい記述となるよう、逐条解説において追記することとします。                                              |
| 7   | 第2条第7号<br>(第3条) | 協働の定義(第2条第7号)と、基本理念(第3条)の記述が重複していないか。行政における一般的な定義を記述するという趣旨で「まちづくりに関わる様々な団体及び個人が相互に尊重し合い、対等な立場で協力し、活動すること」としてはどうか。 | 現状のままとする  | 第2条はあくまでも言葉の定義として、当該文言の考え方を規定するものであり、第3条の基本理念とは異なるものであることから、現状のままとします。           |
| 8   | 第4条第1項          | 「交流の場等」の記述について、デジタル化の進展等を踏まえ、例えば「交流の場とシステム」とするなど、より幅の広い表現としてはどうか。                                                  | 逐条解説で対応する | 今後、オンラインによる交流もより一層増えていくことが想定されることから、条文は現状のままとした上で、逐条解説に追記することとします。               |
| 9   | 第4条第2項          | 「自主的で自立的なまちづくり」の記述について、寝屋川市らしさを包含させ、あるいは意識するため、前文にある「協創」の表現を追記してはどうか。                                              | 現状のままとする  | 「協創」の法令用語としての成熟性等を考慮し、現状のままとします。<br>ただし、前文における「協創」に関わる議論を踏まえ、必要に応じ改めて検討することとします。 |
| 10  | 第6条第1項・<br>第2項  | 市の検証報告書の検証結果3「健康危機」の追記については、「社会情勢に適合しているか」の視点から同意できる。                                                              | 変更する      | コロナ禍の現状、また、国(厚生労働省)や市総合計画でも使用するなど浸透している表現であることを踏まえ、追記することとします。                   |

| No. | 箇所       | 意見                                                                                                                                                                                                                      | 対応        |                                                                                                                                 |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |          |                                                                                                                                                                                                                         | 方法        | 主な論点                                                                                                                            |
| 11  | 第6条第2項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の検証報告書の検証結果3「健康危機対応力」の追記について、「防災力、健康危機対応力、防犯力」を「危機対応（能）力」と整理してはどうか。</li> <li>・「危機対応力」の方が一般的であり、まとめてはどうか。</li> <li>・これまでの経緯を残すという意味からも、まとめるべきではない。</li> </ul>                   | 引き続き検討する  | 条例の文言としてどのような表現が適当であるか、事務局で検討します。                                                                                               |
| 12  | 第6条      | 第6条各項について、第1項は市民相互の協働を規定しているため第4条第3項として、第2項は市民と行政の協働の趣旨を追記した上で第5条第3項として規定してはどうか。                                                                                                                                        | 現状のままとする  | 「安全・安心の向上」は市民の関心の高い内容であり、本条項追加時の検討の経緯等も考慮し、現状のままとします。                                                                           |
| 13  | 第7条第1項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な情報発信は、行政・議会に求められる姿勢であり、市の検証報告書の意見4のとおり（行政は、必要な情報を市民に分かりやすく、かつ、積極的に発信し、透明性を確保しなければならない。）変更してはどうか。</li> <li>・情報共有と情報発信は異なる。「必要な」という言葉が入ると、情報を選ばざるを得なくなる。情報共有の方が良い。</li> </ul> | 逐条解説で対応する | 近年、本市は、これまで以上に積極的な情報発信に努めているところであり、こうした状況を考慮する中で、本条文はあえての変更を要しないとした行政の検証経過等を踏まえ、現状のままとします。なお、逐条解説において、「積極的な情報発信」の趣旨を追記することとします。 |
| 14  | 第7条～第10条 | 第7条～第10条が第2章協働に規定されていることに違和感がある。新たな章とした方が分かりやすい構成になるのではないか。                                                                                                                                                             | 現状のままとする  | いずれの条文も、協働を行う上で、行政が基本的に備えなければならない内容を規定するものであることから、現状のままとします。                                                                    |